

## 広島県立総合体育館飲料等自動販売機設置及び販売管理業務仕様書

広島県立総合体育館（以下「体育館」という。）の利用者に対するサービス提供の一環として行う、飲料等の自動販売機の設置及び販売管理業務（以後「設置・販売業務」という。）については、次のとおりとする。

## 1 販売条件について

- (1) 飲料の種類：スポーツドリンク、炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、乳性飲料等とする。（アルコール飲料は不可）  
食品の種類：パン、菓子、栄養補助食品等とする。
- (2) 飲料の容器：缶、ペットボトル、紙パック、紙コップ等とする。
- (3) 飲料等の売価：一般的市場価格とする。
- (4) 上記(1) から(3) までの事項について不明な点はその都度、体育館と協議すること。

## 2 設置・販売業務期間（契約期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間とする。

（体育館・設置業者いずれからも毎年2月末日までに契約内容の変更、解約についての申し出がない場合は、1年ごとの契約更新とし、契約終期を令和11年3月31日とする。）

## 3 機器の条件について

- (1) 設置場所・機種及び台数は別紙のとおりとする。
- (2) 千円紙幣が使用できること。
- (3) キャッシュレス決済対応機種について
  - ・スマートフォン、カードで決済する複数の電子マネーに対応していること。
  - ・対応している電子マネーについてわかりやすく明示すること。
- (4) 子ども、高齢者、障がい者等に配慮した販売機であること。
- (5) 自動販売機1台の寸法は、概ね幅120cm、奥行き80cm以内とする。
- (6) 自動販売機は、省エネ対応機種であること。
- (7) 周囲の環境に適合した機種、色彩の自動販売機とすること。
- (8) 自動販売機設置にかかる現状以上の電気配線工事及び自動販売機ごとの電気副メーター・水道副メーター（検定付）の設置工事は設置販売業務を行う者（以下「設置業者」という。）が行うこと。  
副メーターはコンセントの差し間違え等を防ぐため、自動販売機の上部に設置すること。

## 4 安全対策について

- (1) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (2) 関係法令を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

## 5 自動販売機の設置・販売業務の内容等について

- (1) 商品の販売、補充
- (2) 売上金の回収、つり銭の補充
- (3) 自動販売機ごとの空容器収納箱等の設置及び空容器の回収
  - ・週に1回以上、回収ボックスから空き缶などの使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないように回収業務を行う。
- (4) 自動販売機及び自動販売機周りの清掃
- (5) 自動販売機の不具合の修理、調整
  - ・自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (6) 自動販売機に伴う事故については、公益財団法人広島県教育事業団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

## 6 販売管理について

- (1) 設置業者は、毎月の売上額から一定割合の額を管理手数料として、原則翌月末日までに公益財団法人広島県教育事業団（以下「事業団」という。）に支払わなければならない。
- (2) 設置業者は、自動販売機にかかる電気料金を負担することとし、毎月の電気料金を事業団からの請求書受領後30日以内に支払うこと。  
なお、月ごとの電気料金の額の算式は次による。

$$\text{設置業者負担電気料金} = \text{体育館全体の電気料金} \times \frac{\text{副メーターの電気使用量}}{\text{体育館全体の電気使用量}}$$

- (3) 紙コップ自販機設置業者は、自動販売機にかかる水道料金を負担することとし、毎月の水道料金を事業団からの請求書受領後30日以内に支払うこと。  
なお、月ごとの水道料金の額の算式は次による。

$$\text{設置業者負担水道料金} = \text{体育館全体の水道料金} \times \frac{\text{副メーターの水道使用量}}{\text{体育館全体の水道使用量}}$$

## 7 設置業者の留意事項について

- (1) 体育館敷地への自動車の乗り入れに際しては、安全速度での運行を遵守すること。
- (2) 安全衛生管理の徹底を図ること。
- (3) 機器の不具合が発生しないよう、定期的な保守管理を図ること。
- (4) 品切れすることのないよう、飲料等を補充すること。
- (5) つり銭切れすることのないよう、つり銭を補充すること。
- (6) 自動販売機、空容器収納箱等及びその周辺を常時清潔に保つこと。（整理・整頓、清掃の励行）
- (7) 空容器収納箱等が汚損した場合や容量が足りない場合は、適切なものと交換すること。
- (8) 毎月月末に、自動販売機ごとの販売本数についてメーター確認をし、体育館に報告すること。